

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

》》》》》》》》》 令和3年8月号 《《《《《《《《《《

★手形がなくなる？電子記録債権★

経産省が約束手形を2024年までに大幅に減少させ、2026年に廃止する方針を出してから、産業界では、急速に、電子記録債権への移行が進んでいます。大手企業では移行が進っていますが、中小企業では約束手形を利用している企業もあります。

今月は、約束手形が消え、電子記録債権に移行している背景を紹介します。

1、電子記録債権

(1) デジタル社会への対応

デジタル社会が進展する中で、2008年12月電子記録債権法が施行され、紙による手形や小切手に代わり、ネット上で取引ができる電子記録債権（デジタル手形）が登場しました。

経済産業省は、2024年までに約束手形の大幅減少と手形期限を最長60日（現在最長120日）とし、2026年に約束手形の利用を廃止する方針です。

①約束手形取引の急減

東京商工リサーチの調査では、約束手形の交換高は1990年がピーク（4,797兆円）でしたが、2020年度には134兆円（97.2%減少）まで減少しています。2020年の1年間でも前年比27%の減少であり、産業界では、支払手段として約束手形が消えようとしています。

②約束手形制度が廃止される背景

手形制度が廃止される背景には、次のような事情があります。

イ、手形の場合、発行費用等（手形用紙、印紙、手形割引、取立手数料）、手形発行から回収までに多くの手間がかかる。

ロ、手形の紛失や盗難当、手形管理にリスクが多い。

ハ、取引相手の資金繰りに利用され、また手形期間の利息がもらえない。

ニ、手形制度があるのは、韓国、中国、日本ですが、中国、韓国では、商取引において使用しない傾向にあります。

ホ、その他、取引の実態が不明等の問題がある。

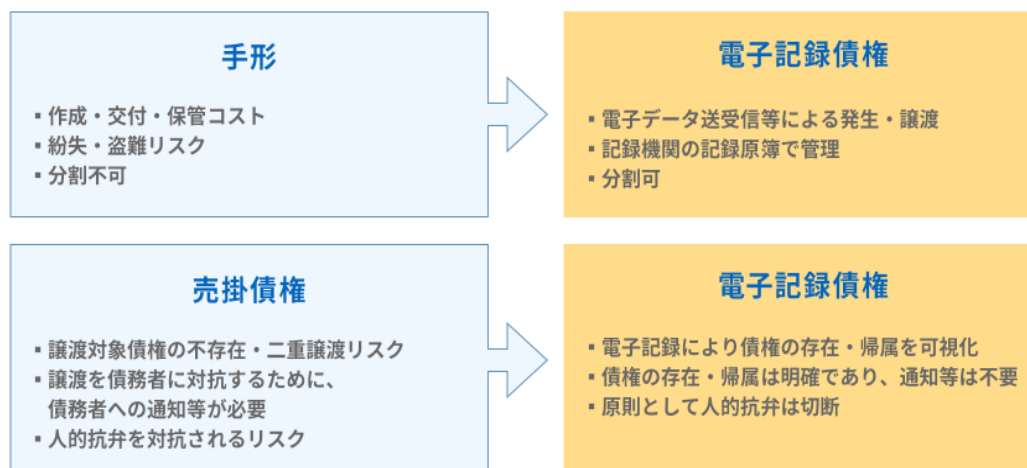
(2) 電子記録債権の意義と利点

①意義

電子記録債権とは、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称、「でんさいネット」という）上に記録された債権であり、デジタル手形ともいわれ、従

来、約束手形が有していた支払手段、譲渡可能性等の機能を有しています。

電子記録債権＝手形・売掛債権の問題点を克服した金銭債権



②利点

手形と比較し、次のような利点があります。

イ、費用

手形用紙の購入費用、印紙税、手形の郵送費用（書留）が不要。

ロ、事務負担

手形用紙の保管、手形の振出、郵送、銀行持込み等の作業が不要。

ハ、盗難・災害

紛失や盗難の心配がなく、災害時にも強い。

ニ、支払・受取の簡素化

ネット上で、一定の手続きすることで取引が完了。

ホ、安全性

電子記録債権法により、取引の安全性が強化されています。

(3) 電子記録債権ネットを利用するためには

①利用契約の締結

「でんさいネット」において、電子記録債権による支払、受取、譲渡を利用するには、その利用者（支払人、受取人、譲渡人）は、窓口金融機関において、「でんさいネット」を利用する当事者（支払人、受取人、譲渡人）が「利用契約」を締結する必要があります。

②「でんさいネット」の当事者

受取人だけでは、「でんさいネット」の利用契約を締結しても利用することができません。債権には、当事者（債権者、債務者）が存在し、また債権を

譲渡した場合には、新たな債権者が当事者となります。

このため、「でんさいネット」を利用するためには、債権の当事者が利用契約を締結することが必要となります。

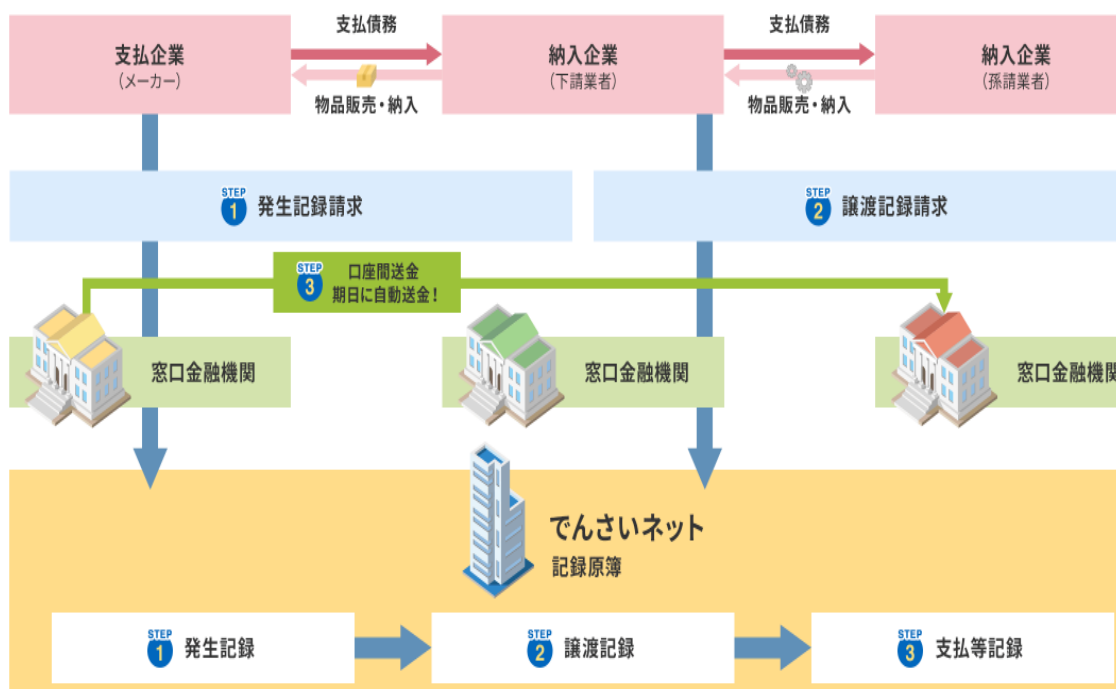
③全国の銀行・信用金庫等の金融機関

「でんさいネット」の利用契約は、全国の金融機関で行うことができます。

2、電子記録債権の利用方法と安全性

「でんさいネット」で電子記録債権を利用する方法は、次のとおりです。

<取引の概要>



(1) 電子記録債権の発生

取引の当事者が、窓口金融機関を通じて「でんさいネット」の記録原簿に「発生記録」を行うことで、電子記録債権が発生します。

(例) 取引を行った売主（納入企業）と買主（支払企業）の両当事者が、窓口金融機関を通じて「でんさいネット」の記録原簿に「発生記録」を登録します。

(2) 電子記録債権の譲渡

窓口金融機関を通じて「でんさいネット」の記録原簿に「譲渡記録」を行うことで、電子記録債権を譲渡することができます。

また、必要に応じて電子記録債権を分割して、譲渡することもできます。

(3) 電子記録債権の支払（受取）

支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引落とし、受取企業（納入企業）の口座に払込が行われます。「でんさいネット」が支払いを完了した旨

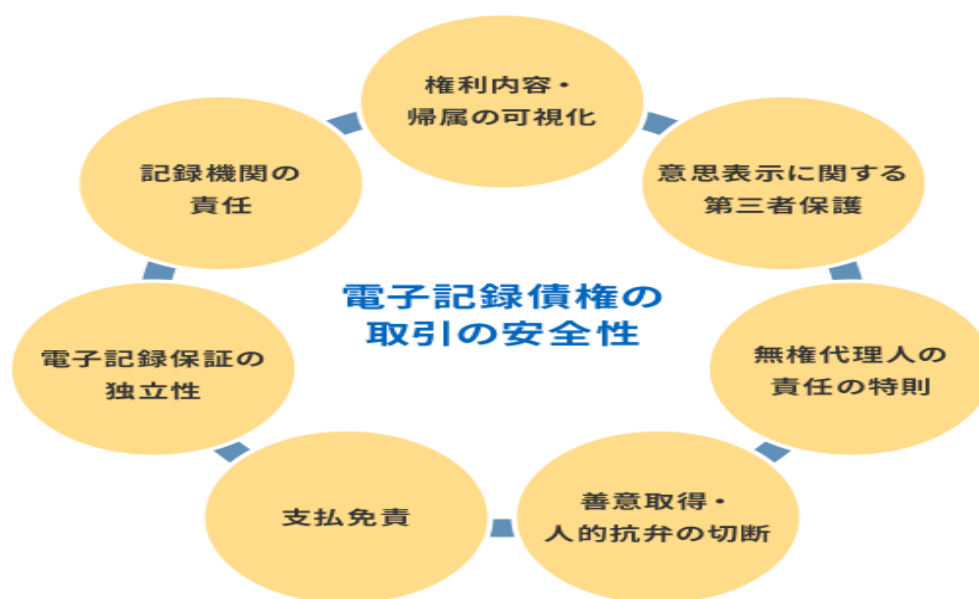
を「支払等記録」として記録しますので、面倒な手続きは一切不要です。

また、手形と異なり、受取企業（納入企業）は支払期日当日から資金を利用することができます。

（４）安全性

電子記録債権は、手形等と比較し、コストや手続きが削減されるばかりでなく、電子記録債権法により、その安全性が強化されています。その内容は、次の図のとおりです。

<法的安全性の確保体制>



3、企業の対応

産業界では、2024年までに約束手形の利用は、ほぼなくなると想定され、2026年には約束手形の制度がなくなる予定です。

企業としては、これに対し、コストや事務負担の軽減ばかりでなく、制度そのものがなくなることから、取引先に協力していただき、速やかに電子記録債権への移行が望まれます。

★事務所から★

世界的に、資源高、中国リスク、インフレリスク、新型コロナ（デルタ株）リスクが継続する中で、世界経済は、急速に回復し、多くの企業が業績を回復させています。
(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)